

「(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定に向けて

1 要 旨

防災・環境保全・景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とした「(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」制定に向け、静岡市環境審議会へ諮問します。

2 太陽光発電施設に対する基本認識

2025 年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要があります。

しかし、太陽光発電施設の地上設置型の設備については、森林伐採・土砂流出や濁水の発生・景観への影響・反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適切な維持管理が実施されないおそれなどの問題が全国各地で顕在化しています。静岡市でも同様の問題が一部で発生しており、今後大きな問題となることが懸念されます。

また、森林伐採を伴う太陽光発電の導入は、森林によるCO₂吸収量がなくなってしまうので、設備導入に伴うCO₂削減量と差し引きすると、CO₂削減効果が低くなります。

このため、太陽光発電については、地域社会として、「設備導入前に、地域住民の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた事業であること、及び将来にわたり適正に維持管理されるように誘導していくことが重要である。」と認識しています。

3 静岡市の導入状況

【再エネ特措法による静岡市の太陽光発電設備の導入件数、導入容量】(2025 年 3 月末時点)

	導入件数(件)	導入容量(kW)
	30,599	221,463
(うち 10kW以上)	(3,280)	(99,054)
全国シェア	0.7%	0.3%
静岡県シェア	15.2%	8.4%

出典：資源エネルギー庁「再エネ特措法 情報公表ウェブサイト」

4 静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン

静岡市は、「市内において太陽光発電設備を設置しようとする者(以下、「事業者」という。)が、地域住民の理解を得ながら、太陽光発電設備を適正に設置、管理すること」により、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とした「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、2020 年 4 月から運用しています。

このガイドラインでは、計画・立案段階から撤去・処分までの手続きや遵守すべき法令事項等を明示し、事業者に適切な取組を求めています。

【次頁あり】

5 適正な太陽光発電の導入と維持管理を確保するための条例制定の必要性

ガイドラインでは、事業者による個別法令の遵守や庁内関係各課との情報共有は一定程度確保されていますが、以下のような課題があります。

- ・ 防災や環境面においてリスクが高い区域への設置抑制の実効性が不十分
- ・ 違反があった場合に強制力のある措置（命令、公表等）を講じることができない
- ・ 設置後の維持管理や廃棄が適正に行われているか十分に確認できず、土砂流出や生活環境への影響など、地域や周辺環境への悪影響が生じるおそれの抑制の実効性が不十分

このため、高リスク区域への設置抑制や設置後の適正な維持管理に向けた事業者への指導が実効性をもって行うことができるよう、静岡市において新たに太陽光発電施設の適正な導入と維持管理を規定した条例を制定する必要があります。

なお、条例は、地上設置型の太陽光発電施設を想定しており、住宅や事業所等の建築物の屋根に設置される太陽光発電施設は対象としない方針です。

<参考>太陽光発電施設の設置に係る主な個別法令の手続き

1 森林法

森林法第5条に基づく「地域森林計画」で定めた対象民有林内において、太陽光発電施設の設置のために開発行為を行う場合に、許可（0.5ha を超える開発）または届出（0.5ha 以下の開発）が必要

※出力(kW)に関わらず 0.5ha 以下の開発行為を行う場合は届出提出のみとなっており、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種等を届出する。

2 景観法

市内全域を「静岡市景観計画」で定めた景観計画区域としており、下記地区に土地に自立した太陽光発電設備を設置する場合に、届出が必要

①都市機能集約化の拠点にふさわしい良好な都市景観の形成を推進する都市景観促進地区や土地の利用や景観の特性等に応じた良好な景観の形成を推進する土地利用別地区からなる「一般地区」で敷地面積 1,000 m²を超える場合は、行為の届出

②重点的に地区独自の良好な景観の形成を推進する「重点地区」で敷地面積 10 m²を超える場合は、行為の届出

※重点地区は、宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、三保半島地区、御幸通り周辺地区、東静岡駅周辺地区

※設置する太陽光発電設備の敷地面積が上記条件に当てはまる場合は届出提出が必要となっており、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を届出する。

【次頁あり】

6 今後の予定

令和7年11月6日	静岡市環境審議会開催（諮問）、第1回部会開催（条例骨子検討）
// 12月上中旬	第2回部会開催（条例案検討）
令和8年1月下旬～ 2月下旬	パブリックコメント
// 3月中下旬	第3回部会開催（条例及び同条例規則検討）、静岡市環境審議会開催（答申）

担当：環境局 環境共生課(054-221-1466)
